高知における狩猟文化と現状

1150465 藤原 条弐 高知工科大学マネジメント学部

1. 概要

本研究では猟師の減少によって起こる事象を文化的な側面、物理的、環境的側面から取り上げ狩猟の必要性について考察した。

2. 背景

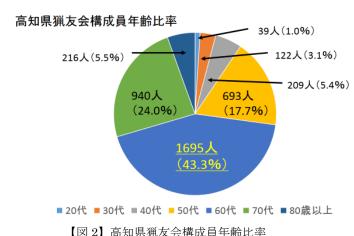
人間社会の最初期から漁労、採集活動と並び生業として存在してきたのが狩猟である。日本の狩猟文化は主として本州中部山脈から東北地方にかけて分布している落葉広葉樹林帯において発展した。落葉広葉樹林帯は「ブナ帯文化」で知られており、豊富な堅果類や回遊性魚類を背景に分布するツキノワグマを狩猟する"マタギ"の存在が特徴的である。しかし、日本ではその後大陸から弥生時代には稲作が流入し、全国展開したことから、食料獲得を目的とした狩猟は重要性が低くなった。明治時代(1873年)には狩猟の法制化が進み、大正時代(1918年)に狩猟法の改正により現行法の骨格となるものになった。昭和時代(1929年)になると全国の狩猟者によって「大日本聯合猟友会」(のちの大日本猟友会)が設立される。このように日本では、長い歴史の中で日本全国さまざまな形で狩猟は行われてきた。

高知県は現在狩猟人口(猟友会登録者数)全国三位であり、日本において比較的盛んに狩猟の行われてきた地といえる。しかし、高知県の狩猟者(高知県猟友会会員)はピーク時の1978年(S53年)14572人より減少の一途をたどり2013年(H25)において3875人と三分の一以下にまでなっており、徐々に消滅の危機に瀕している【図1】。また、狩猟者の年齢比率は【図2】のようになっており現在60~69歳の会員が10年、20年後いなくなることを考えると狩猟者数は2000人近くにまで減ることになり高知県猟友会の運営を続けていくのは難しいとされている。こうした現状からそう遠くない未来、高知から、ひいては日本から狩猟というものが失われてしまう危険性が考えられる。

そこで、狩猟というものが失われるということはどういう ことなのか、食料獲得を目的としない狩猟にどのような意味 があるのかが本研究の着眼点である。



【図1】高知県猟友会年度別会員数 高知県猟友会からいただいた資料により作成



高知県猟友会からいただいた資料により作成

3. 目的

本研究では、高知県の狩猟文化の現状を調査し、狩猟者の ヒアリング調査を通して、狩猟の方法や対象および高知の狩 猟の課題を明らかにすることで、今後の狩猟の方向性を提示 する。

4. 研究方法

本研究は、日本における狩猟文化、高知における狩猟文化 の現状を把握し、ヒアリング調査から高知における狩猟方法 の特徴を明らかにする。そこから高知県の狩猟の現状と課題 を提示し、それに対して今後の狩猟文化の方向性を提示する。

5. 結果

5.1 狩猟とは

狩猟とは、法定猟法において、「狩猟免許」を所持し、「狩猟 者登録」を受けた者が、「狩猟期間」において、野生鳥獣の捕 獲等が禁止されていない場所で「法定猟法」により定められ た「狩猟鳥獣」を捕獲することと定義されている。狩猟の目 的は、田畑を荒らす鳥獣を捕獲すること、そこで得た害獣の 副産物としてジビエ(野生鳥獣の肉)を楽しむこと、さらに、 伝統的な捕獲技術や文化を継承することがあげられる。

5.2 高知における狩猟

高知の狩猟の現状と今後の課題についてヒアリングを実施 した。ヒアリング調査の概要を以下に示す。

ヒアリング目的:

高知県における狩猟者の現状把握

ヒアリング対象:高知県猟友会

ヒアリング日時: 2015年1月12日午後1時~午後4時

(1) 狩猟における一日の流れ

狩猟できるのは日の出から日の入りまで(暦上)であるので 出猟時刻も早くとも日の出にあわせることになる。出発前に は銃の手入れ、玉の確認等を行い、山に入る前には山の神を 祀ることで安全の祈願を行う。巻き狩り等の集団猟の場合は 配置決めなどを行う。配置が終わると猟犬を放し狩猟を始め る。

獲物を捕獲した際にはその場、または自宅に戻って解体作業に移る。基本的にイノシシなどの大物猟の場合一匹捕獲するとその日の猟は終わる。山を出る際には山の神の祠に捕獲した獲物の体の一部(耳、尻尾、頭など)をお供えすることで山の神に感謝する。

解体を終えると仲間内での肉の分配を行う。(犬にも捕獲した 獲物の肉をあげる)とった獲物の肉を使い仲間で鍋をするな ど打ち上げのようなものをする。

(2)猟具の扱い

狩猟者は法定猟法を知り、それをもってして狩猟鳥獣を捕獲等するものということになる。現在法定猟法の種類(使用できる猟具の種類)に応じて、次の 4 種類の狩猟免許がある。・網猟免許(網)・わな猟免許(わな)・第一種銃猟免許(銃器)・第二種銃猟免許(空気銃)

これら猟具の扱い方は狩猟者が 0 人になったところで失わ れるものではない。これらの扱い方は狩猟読本にも明記され ており、それを読み、ある程度の練習をすれば素人でも扱え るだろう。しかし猟具のもっとも有効な扱い方を知るのは経 験をつんだ狩猟者のみである。例えばわなの扱いである。わ なはどこに仕掛ければ獲物がかかるのか、どのように仕掛け れば逃げられづらいのか等、そういった知識は経験から学ぶ、 または先輩の狩猟者から習う(見て盗む)ものである。さら にわなに獲物がかかった際にはそれで終わりではなくとどめ をささなければいけない。(これを止め刺しという) わな猟に おいては止め刺しの際が一番危険であり捕まえたイノシシ等 の動物が狩猟者に襲い掛かってくることがある。銃を持って いる場合は遠くから撃てばよいがわな猟免許しか持っていな い場合槍で突いたり棒でたたいたりなど近づかなくてはいけ ない。その際に怪我をする狩猟者も少なくは無い。いかに安 全に、獲物を苦しませずに止め刺しができるかは相手も動物 であることから経験によって身に着けるしかない。

(3)猟犬

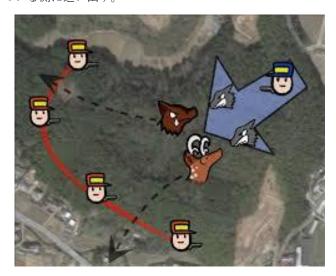
狩猟者にとって狩猟の際の大きな仲間となるのが猟犬である。まず猟犬には大きく分けて鳥猟犬と獣猟犬が存在する。 鳥猟犬の主な役割は獲物の捜索、獲物を発見し主人に知らせる(ポイントという)、主人の命令で獲物の居場所に飛び込むことで獲物を飛び立たせる(フラッシュまたは追い出しという)、撃ち落とした獲物を回収することである。キジ、ヤマドリなどの鳥類は茂みの中に隠れ人の目で発見することは容易ではない。よく訓練された鳥猟犬をつれているのといないのでは成果に雲泥の差が出る。

獣猟犬の役割は獲物の捜索、獲物の遁走を防ぎ吼え止めることである。イノシシ、シカ等の四足獣の猟において獣猟犬は無くてはならないものとされており、人の力のみで獲物を捕獲することは困難である。

狩猟において非常に重要な役割を持つ猟犬だが品種改良、 育成は狩猟者によるものである。高知は四国犬(旧名:土佐 犬)の産地でありイノシシ猟の際に用いられた。高知の狩猟 者の多くは仲間の狩猟者から子犬をもらい育成する。その際 に育成方法なども仲間から教わることになる。

(4)巻き狩り

高知における獣猟の際に用いられる主流の狩猟法を巻き狩り と呼ぶ。これは集団猟の一種でセコと呼ばれる追い出し人と マチと呼ばれる追い出した獲物を待って撃つ人間に別れて行 われる。セコは猟犬を使い獲物の寝屋(寝床)を突き止めマ チのいる側に追い出す。



【巻狩り】

右手がセコ、左手に複数いるのがマチ

http://kodokunogibier.blog.fc2.com/blog-category-105.html

ここまで話してきた猟具の扱い、猟犬、巻き狩りについて は捕獲技術にかかわる項目であり、狩猟者がそれぞれ日々捕 獲技術の向上のため研鑽を積んだ上に作り上げられたもので あり現在失われようとしているものである。

5.3 高知の狩猟文化の現状と問題点

(1)高齢化

狩猟者の高齢化により狩猟人口は減少し、猟友会の運営は難しくなる。猟友会の消失により考えられること有害駆除を担う団体がなくなる、新規狩猟者獲得に当たっての窓口が無くなるなどより狩猟者は減る悪循環に陥ることになる。

(2)世間の目

ヒアリング調査から狩猟者減少の要因としてさまざまなものが取り上げられたが、狩猟者が狩猟をやめる理由と、非狩猟者が狩猟をやらない理由を対比させた際、共通の項目として世間の目が怖いという結果が上がった。やめる理由としては銃刀法の改正に伴い、近隣の住民から不審であると通報された際に家宅捜索等を行われるということがありそういった警察や近隣住民とのやり取りで嫌になってしまったという例が挙げられる。やらない理由としては狩猟自体に興味はあるが周囲が許さない、銃を持ち歩くことで不審に思われたくないというものがある。

(3)経済面、環境面

①高知県における農林被害と狩猟の関係

高知県は、全国で森林率1位(84%)であり、野生動物の生息数が多く特に昔からイノシシは多く、イノシシ猟が盛んであった。しかし近年イノシシ、シカの数が急激に増加し、農作物等への被害(農林被害)が大きなものになり、2013年(H25年)においてイノシシ、シカ等の獣類による農林被害総額は2億8643万6千円となっている。【図3】

なおこの被害額は有害駆除に際して報告されたものだけであり実際にはより多くの被害があると思われる。内訳はイノシシが1億448万6千円、シカが1億3491万6千円とそのほとんどを占めており、このことからもイノシシ、シカの増加を確認でき、無視できないものになっている。

そこで猟師の役割として農林被害の予防があげられる。狩猟は猟期(高知県においては11月15日から翌年2月15日まで)の期間中に決められた捕獲制限数まで捕獲してよいことになっている。イノシシに捕獲制限は無いがシカは本来一日一頭までという捕獲制限がある。しかしシカの増加により現在高知県ではシカの捕獲制限は解除されている。(各都道府県により決まる)また、これらの農林被害に対して個人または組織が有害駆除依頼を行い都道府県知事(権限移譲している場合は市町村長)が許可を出すことで猟期期間外であっても有害駆除が行われる。このような背景から近年イノシシ、シカの捕獲数は大きく上昇している。【図4】しかし2013年(H25年)においてイノシシの捕獲数は16,775頭、シカの捕獲数は19,093頭と2008年(H20年)のイノシシ8,749頭、シカ8,395頭に比べて倍近くになっているにもかかわらず農林被害は上昇に歯止めをかけるにとどまっている。

狩猟者が減少している今、一人当たりのイノシシ、シカの 捕獲数が大きくなることで今の農林被害にとどまっているが 狩猟者が 0 人になったときその被害を抑える存在は現在無い。

農林被害報告 (有害捕獲許可) 単位:千 円



【図3】近年におけるイノシシ、シカによる農林被害報告 高知県猟友会からいただいた資料により作成



【図4】近年におけるイノシシ、シカの捕獲状況 高知県猟友会よりいただいた資料により作成

②狩猟と生態系の関係

イノシシやシカが増えると農林被害等による経済的問題が 目に見えてくるが実は問題はそれだけではない。シカは新芽 や樹皮を食べることから森を枯らし、その草花に集まってい た虫たちは減少。虫たちの行っていた受粉などの自然におい て重要な役割が失われることになる。つまりは生態系の崩壊 に繋がりかねない。目下はイノシシ、シカの増加が問題だが 狩猟者には日本の在来種の保護という役割もある。日本に持 ち込まれた外来種は日本在来の鳥獣を捕食することもありそ の生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。それらの 外来生物は狩猟鳥獣に指定され繁殖、分布拡大に対する予防 とされている。

以上のことから狩猟者がいなくなることで農林被害、生態 系破壊という経済的、環境的な問題が浮かび上がってくる。

5.4 今後の狩猟の方向性

経済面、環境面から有害駆除は避けて通れず、狩猟者がその役目を引き受ける以外の手段は目処が立たない今、狩猟者がいなくなるという事態は避けなくてはならない。しかし高齢化や狩猟免許の自主返納、新規参入者の減少により狩猟者の人数は減少の一途をたどっている。減少要因として狩猟者、非狩猟者がともにあげた要因として世間の目が怖いというものがあげられた。狩猟に対する正しい知識を非狩猟者にも理解してもらうことが必要であるといえる。そのために猟友会、行政ともに狩猟フォーラムを行うなどさまざまな試みが行われている。しかしそれだけでは世間の目を覆すことは難しい。趣味の意味合いが強い狩猟において難しいかもしれないが狩猟者の地位の確立が必要であると思われる。趣味としての狩猟から社会的役割を果たすというものという意味合いを色濃くしていく必要があるのかもしれない。

6. 今後の課題

本研究では、高知県の狩猟文化の現状を調査し、狩猟者のヒアリング調査を通して、狩猟の方法や対象および高知の狩猟の課題を明らかにすることで、今後の狩猟の方向性を考察したが、今後はより多くのデータ、実体験によって狩猟者と非狩猟者の間に存在する認識の差、狩猟における技術を理解することで狩猟者の社会的あり方を考察したい。

参考文献

- [1] 大日本猟友会 2014. 狩猟読本
- [2] 千松 信也 2010. 現代狩猟生活入門
- [3] 岡本健太郎 2011. 山賊ダイアリー
- [4] 農林水産省 2009. 鳥獣被害防止マニュアル
- [5] 林野庁 2012. 都道府県別森林率·人工林率
- [6] 高知県鳥獣対策課 2012. 高知県特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画

協力

高知県猟友会